

亀山市告示第130号

亀山市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活応援給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱を次のように定める。

令和5年7月14日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活応援給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、食費等の物価高騰に直面し、家計が悪化している中で、影響を特に受けて損害を受けた低所得の子育て世帯（ひとり親世帯を除く。）を支援するため低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業による特別給付金の支給を受けた者に対し、地方創生交付金を活用して市が支給する亀山市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活応援給付金支給事業（以下「生活応援給付金支給事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において「亀山市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活応援給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」とは、生活応援給付金支給事業により、市から贈与される給付金をいう。

（支給対象者）

第3条 亀山市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活応援給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）（以下「応援給付金」という。）の支給対象者（以下「支給対象者」という。）は、亀山市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱（令和5年亀山市告示第98号。以下「令和5年度特別給付金要綱」という。）に基づく特別給付金（以下「令和5年度特別給付金」という。）の支給を受けた者とする。

（対象児童）

第4条 対象児童は、令和5年度特別給付金要綱第4条に規定する児童とする。

(応援給付金の額)

第5条 応援給付金の額は、支給対象者が養育する対象児童1人につき2万円とする。

(令和4年度給付金受給者に対する応援給付金の支給の申込み等)

第6条 市長は、令和5年度特別給付金の支給を受けた令和5年度特別給付金要綱第3条第1項第1号に規定する令和4年度給付金受給者（以下「令和4年度給付金受給者」という。）に対し、応援給付金の支給の申込みを行う。

2 令和4年度給付金受給者は、前項の申込みを受けた際、応援給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

3 市長は、別に定める期日までに前項の届出がないときは、速やかに当該届出を行わなかった令和4年度給付金受給者に係る応援給付金の支給を決定し、当該令和4年度給付金受給者に対し、応援給付金を支給する。

4 令和4年度給付金受給者に対する応援給付金の支給は、令和5年度特別給付金を支給した金融機関の口座に振り込む方法により行うものとする。ただし、市長が口座振込の方法により難しいと認める場合は、この限りでない。

(家計急変者等に対する応援給付金の支給に係る申請受付開始日及び申請期限)

第7条 令和5年度特別給付金要綱第3条第1項第2号に規定する家計急変者等（以下「家計急変者等」という。）に対する応援給付金に係る申請（次項及び第11条において単に「申請」という。）の受付開始日は、令和5年8月1日とする。

2 申請の期限は、やむを得ない場合を除き、令和6年2月29日（同年3月分の児童手当又は特別児童扶養手当の認定又は額の改定の認定の請求をした者等に対して支給する応援給付金に係る申請にあっては、同年3月15日）までとする。

(家計急変者等に対する応援給付金の支給に係る申請及び支給の方式)

第8条 家計急変者等に対する応援給付金の支給を受けようとする者（以下「応援給付金申請者」という。）は、亀山市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活応援給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給申請書（請求書）（別記様式）により申請を行う。

2 応援給付金申請者に対する応援給付金の支給は、令和5年度特別給付金を支給した金融機関の口座に振り込む方法により行うものとする。ただし、市長が口座振込の方法により難しいと認める場合は、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、運転免許証、健康保険証、個人番号カード等の写し（以下「本人確認書類」という。）を提出させ、又は提示させることにより、当該応援給付金申請者の本人確認を行う。

（代理による申請）

第9条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該応援給付金申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

（応援給付金申請者に対する支給の決定）

第10条 市長は、第8条第1項の規定により提出された申請書（第12条第3項において単に「申請書」という。）を受理したときは、速やかに内容を確認し、適当と認めるときは、応援給付金の支給を決定し、当該応援給付金申請者に対し、これを支給する。

（応援給付金の支給等に関する周知）

第11条 市長は、生活応援給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の受付開始日、申請の方法等の事業の概要について、市民への周知を行うものとする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第12条 前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、家計急変者等から第7条第2項の申請の期限までに第8条第1項の申請が行われなかった場合は、当該応援給付金申請者が応援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 第6条第3項の規定による支給の決定を行った後、応援給付金を支給するために、市が把握する令和5年度特別給付金を支給した金融機関の口座に振り込みを行う手続を行ったにもかかわらず、当該口座の解約、変更等により令和6年3月31日までに振込みができない場合は、当該支給決定を取り消すものとする。

3 第10条の規定による支給の決定を行った後、申請書に不備があることにより振込みができないため、市長が応援給付金申請者に当該申請書の補正を命じたにもかかわらず、補正が行われなかったことその他応援給付金申請者の責に帰すべき事由により令和6年3月31日までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（不当利得等の返還）

第13条 市長は、応援給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により応援給付金の支給を受けた者がいるときは、支給を行った応援給付金の返還を求めることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第14条 応援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、生活応援給付金支給事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

亀山市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活応援給付金
(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給申請書(請求書)

亀山市
受付印

亀山市長 様

私は、次の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

【誓約・同意事項】（各項目のチェック欄に(□)に『✓』を入れてください。）

- 「亀山市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)」を受給しています。
- 「亀山市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活応援給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)」(以下「本給付金」といいます。)の支給要件に該当し
- 「亀山市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活応援給付金(ひとり親世帯分)」を受給していません(受給していた場合は、本給付金を返金します。)

- 本給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、必要な住民基本台帳情報、税情報、公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、市が支給決定した後は、本給付金の請求書として取り扱います。

- 市が支給決定した後、当該口座の解約、変更等により、令和6年3月末までに、振り込みができなかった場合は、本給付金が支給されないことに同意します。
- 本給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や本給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合は、本給付金を返還します。

年 月 日

住 所 _____

フリガナ
氏 名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

連絡先 () _____